

平成 20 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 キ ン グ
代 表 者 名 取締役社長 山 田 幸 雄
(コード番号 8 1 1 8 大証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員
管理部門管掌 石 井 修 二
(T E L 0 6 - 6 3 6 8 - 7 8 0 2)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせします。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 変更の理由

1 投資単位あたりの売買価格を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上、並びに投資家層の拡大を図るため。

2. 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

3. 変更予定日 平成 21 年 2 月 1 日

II. 定款の一部変更について

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新 設) (新 設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附 則</u> 第 1 条 <u>単元株式数に関する経過措置</u> <u>第 7 条の変更は、平成 21 年 2 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のおりとする。</u> <u>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。</u> <u>なお、本附則は、第 7 条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

(ご参考) 平成 21 年 2 月 1 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

以 上